

姫 監 公 表 第 4 号

令和 7 年 3 月 2 5 日

姫路市監査委員	三 輪 徹
同	芝 野 稔
同	常 盤 真 功
同	石 見 和 之

令和 6 年度 監査の結果について

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 5 項及び第 7 項の規定により標記監査を行ったので、同条第 9 項の規定により、その結果報告を公表します。

- 1 市民局定期監査結果報告書
- 2 観光経済局定期監査並びに関係指定管理者監査及び関係補助金等交付団体監査結果報告書
- 3 観光経済局随時監査結果報告書
- 4 デジタル戦略本部定期監査結果報告書
- 5 健康福祉局定期監査並びに関係指定管理者監査及び補助金等交付団体監査結果報告書
- 6 会計課定期監査結果報告書
- 7 教育委員会事務局定期監査結果報告書
- 8 教育委員会事務局随時監査結果報告書

令和6年度 市民局定期監査（行政監査を含む。）結果報告書

1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査

(2) 監査の対象

市民局

市民参画部 市民活動推進課（自治振興室、コミュニティ活動・拠点支援室を含む。）、男女共同参画推進課、市民総合相談室（市政情報センター、市民相談センター、消費生活センターを含む。）

出先機関 高岡公民館、安室東公民館、城の西公民館、高岡西公民館、船場公民館、安室公民館、城南公民館、城巽公民館、市民活動・ボランティアサポートセンター、男女共同参画推進センター

人権推進部 人権総務課、人権啓発課

出先機関 高木総合センター、庄田総合センター、上手野総合センター、城東町総合センター、丸尾町総合センター、中鈴総合センター、堀川町総合センター、砥堀二区総合センター、実法寺総合センター、豊岡総合センター、瑞岡集会所、豊国集会所、人権啓発センター

(3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク（既知のリスク情報、リスク管理シート、監査等の着眼点等）から重要度や頻度等を総合的に考慮して、そのリスクを評価した上で重点的に行う監査の着眼点を設定した。

(4) 監査の主な実施内容

監査は、財務事務及びその他の事務の執行について、その一部を抽出し、法令等に基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかなどの視点で実施した。

(5) 監査の実施場所及び日程

監査事務局及び現地

令和6年9月3日から同年12月23日まで

2 監査の結果

監査の結果、指摘事項は次のとおりである。その他の事務は、事務執行上留意

すべき軽微なものを除き、適正に執行されているものと認めた。

(1) 収入関係事務（城南公民館、城巽公民館）

ア 公民館使用料収納関係事務

この事務について関係書類を調査したところ、算定誤りによる誤徴収があった。

使用料算定に正確を期し、誤徴収分を精算するとともに誤徴収の再発防止に努められたい。

(2) 債権管理事務（人権総務課）

ア 地域改善対策厚生資金貸付金債権管理事務

この事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。

早期徴収に努められたい。